

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月17日 提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 和解の相手方

住 所 霧島市*****

氏 名 ** **

2 損害賠償の額 金3,248,026円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、3,248,026円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟は一切行わない。

(提案理由)

霧島市隼人町西光寺において、本市職員が公用車により事故を起こしたため、その損害を補償し、和解しようとするものである。

(資料)

事 故 概 要

- 1 事故発生日時 平成25年7月5日(金)午後4時20分頃
- 2 事故発生場所 霧島市隼人町西光寺
- 3 当事者(甲) 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 前田 終止
- 当事者(乙) 霧島市*****
** **
- 4 事故の概要 配布物運搬後、帰庁のため保健体育課課長補佐(当時)の運転する公用車が隼人町西光寺十三塚の交差点に進入した際、左側から交差点に進入していた乙の運転する軽乗用自動車に衝突し、車に損傷を与え、また乙を負傷させた。
- 5 過失割合 甲 100% 乙 0%
- 6 損害賠償額 金3,248,026円

資料

